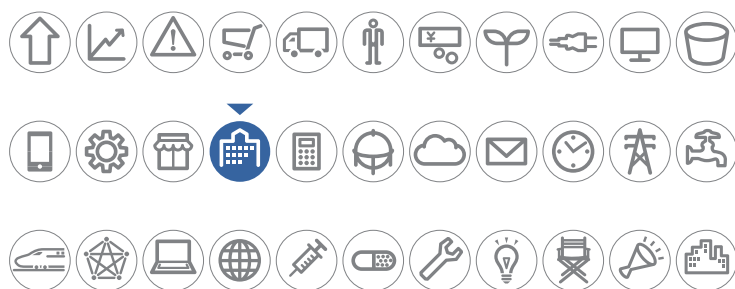


法人番号の最新解説と 今後の展開



法人番号の最新解説

東京工科大学 教授
手塚 悟

「法人番号」の利用効果促進のための施策

株式会社 日立コンサルティング シニアコンサルタント
嶋田 充宏



Public Sector

法人番号の最新解説

著者 **手塚 悟**

東京工科大学コンピュータサイエンス学部教授

はじめに

わが国では急速な少子高齢化により社会保障費が増加していることから、社会保障制度の持続可能性が危ぶまれている。そのため政府は制度の改革に取り組んでおり、その一環として社会保障・税番号制度の導入を進めている。この制度は個人と企業に統一的な番号を導入することで、社会保障制度の運用の効率化と行政サービスなどの利便性向上をめざしたものである。社会保障・税番号制度では、もっぱら国民に割り当てられる個人番号（マイナンバー）が注目されがちであるが、企業や行政機関には法人番号が割り当てられることになっている。そこで、本稿では法人番号に関する制度や期待される効果について、最新の状況を踏まえ解説する。

社会保障・税番号制度とは

2013年5月24日、第183回通常国会で成立した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律（以下「番号法」）」および関連法により導入されるのが社会保障・税番号制度である。この社会保障・税番号制度とは、複数の機関に存在している個人や企業の情報を、同一人や同一企業の情報であることを特定し連携するための基盤であり、国民一人ひとりには12桁の個人番号と企業などには13桁の法人番号が割り当てられる。

そのねらいは、社会保障と税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することにある。

これまでは、このような基盤がなかったため、所得を十分に捕捉することができず、不当に負担を免れたり、給付を不正に受け取ったりする人がいても特定が困難であった。今後は所得の正確な捕捉が可能となり細やかで公平な社会保障制度の運用が可能になる。さらにまた、社会保障・税に関わる行政手続の添付書類の削減や、行

政からのプッシュ型サービスなど、国民の利便性向上と行政機関の業務効率化も実現できる。

では、番号の一つである法人番号とはどのようなものであろうか、以降で説明したい。

法人番号とは

繰り返しになるが、法人番号とは、複数の機関に存在する企業の情報が、同一企業の情報であることを特定するための番号である。社会保障や税に関わる行政機関においてこれらを用いることはもちろん、法人などが社会保障や税の手続を行う際にも、個人番号と合わせて法人番号の記載が求められるようになる。具体的には、法人などが従業員の報酬など（報酬、料金、契約金および賞金）に関わる支払調書や給与所得および退職所得の源泉徴収票を、税務署や市町村に提出する際に、個人番号のほかに法人番号も記載が必要になる。利用開始時期については、所得税が2016年分の申請からで、支払調書や源泉徴収票などの法定調書・申請書などが2016年1月からの予定である。

個人に関する支払調書や源泉徴収票以外に、法人税は2016年1月以降に開始する事業年度に係る申告書から法人番号の記載が求められる。加えて、被保険者資格取得の届出などを年金事務所もしくは健康保険組合に提出する際や、法人税を税務署もしくは市町村に申告する際にも、法人番号の記載が必要になる予定である。これまでは各行政機関がそれぞれの目的に応じて企業情報を管理する番号を発行してきたため、行政機関の間で企業情報の連携が困難であったり、企業にとっては各行政機関の手続によって番号を使い分けたりする必要があった。今後は法人番号によって行政機関の間の情報連携が容易になり、企業は社会保障・税などの行政手続において異なる番号を使い分ける手間を削減できる。

法人番号の付番対象とコード体系

社会保障・税番号制によって、すべての企業に法人番号が付番されるわけではない。法人番号が付番される対象機関とは、国の機関および地方自治体、もしくは会社法そのほかの法令の規定により登記所の登記簿に記録された法人が基本である。これ以外に税務上4つの届出書(給与などの支払をする事業所の開設などの届出書、内国普通法人などの設立の届出書、外国普通法人となった旨の届出書、収益事業開始の届出書)を提出する法人以外の団体で一定の要件に該当する機関なども含まれる。

法人番号は番号法第58条第1項と第2項に基づき、国税庁が指定する。登記されている法人の場合、法人番号の指定方法は、法務省から提供される会社法人など番号(12桁)にチェックデジットを加えた13桁となる。一方、会社法人など番号を指定されていない国の機関や地方自治体などに対しては、国税庁が独自の13桁の法人番号を指定することになっている。

法人番号の特徴

法人番号の特徴は大きく2つある。

一つ目は、個人番号が利用範囲を社会保障・税・災害対策と明確に規定されているのに対して、法人番号は利用範囲の規定がなく、民間企業の幅広い業務領域で活用できることである。二つ目は、個人番号が社会保障・税などの業務に用いられる以外では原則としてほか人に公開されないのに対して、法人番号は国税庁のホームページで公表されることである。番号法第58条第4項に基づき、「商号又は名称、本店又は主たる事業所の所在地、法人番号」の3情報が公表される。さらに、数多くの企業情報を取り扱う企業や行政機関が、法人番号をより利用し易いようにするために、CSVやXMLなどの機械判読可能な形式でファイルをダウンロードできる機能とWeb-APIが提供される。ただし、マンショ

ン組合のような人格なき社団などの情報の公表には、あらかじめその代表者または管理人の同意が必要となる。

法人番号のメリット

前述のような特徴を踏まえ、企業が法人番号を活用した場合、以下のようなメリットが期待される。

① 取引情報の名寄せの効率化

各企業や部門は取引先などの企業情報を管理するために、これまでそれぞれ独自の番号を発行してきた。そのため部門や企業を超えて、社内の取引情報などをやりとりする際には、コード変換や人手による企業名での名寄せが必要になっていた。今後は一つ目の特徴で述べたように、民間企業で法人番号が領域の制限なく利用できることから、取引先情報に取引先の法人番号を紐付けることで、複数の部門に分散する取引情報を効率的に集約するなど、幅広い領域で業務の効率化が期待されている。

② EDI業務の効率化

企業間では商取引の効率化のためにEDIを使っていることが少なくないが、企業が複数のEDIを使っている場合、各取引先から指定されたコードを使い分けたり、EDI※の環境を提供する会社がコードを変換したりする手間が発生している。今後は、既存のコードに法人番号を紐付けることによって、このようなコードの使い分けや、変換作業の負荷軽減が期待される。

※ EDI (Electronic Data Interchange) : 電子データ交換

③ 取引先情報の正確性・鮮度の向上

企業内で管理されている取引先情報には、企業名のゆらぎによって同一企業が別な企業として重複登録されているケースがある。今後、取引先情報に取引先の法人番号を紐付けることによって、取引先情報が重複登録されることを排除できる。さらに、登記の商号または名称と、

本店または主たる事業所の所在地が変更された場合には、国税庁から更新情報が公表されるため、その情報を使って取引先企業の情報を最新に保つことができる。

④ 企業情報の名寄せの効率化

社内で用いる企業情報だけでなく、社外で流通する情報を活用する際にも法人番号は役立つ。例えば、企業に関するニュースやオープンデータに法人番号が含まれることによって、これらの情報の集約が効率的に行えるようになり、企業名の表記のゆらぎや異なる企業の同一商号などによる情報の正確性の低下を防ぐことができる。

おわりに

さまざまなメリットが期待できる法人番号であるが、国税庁から商号または名称、本店または主たる事業所の所在地、法人番号の3情報が公表されただけでは、効果が限定的である。一方、このような情報には、使う人（企業）が増えるほど、情報の価値が高まるネットワーク効果というものがある。つまり、さまざまな企業情報に法人番号が紐付けられ提供されることによって、その用途が広がり、利便性も飛躍的に高まる。法人番号の導入効果の拡大と、これを用いた新たなサービス創出を促すためにも、企業や行政機関が保有する企業情報に積極的に法人番号を紐付けし、利活用することを期待したい。

(2014年7月 手塚 悟)



手塚 悟

東京工科大学コンピュータサイエンス学部教授 博士(工学)

1984年慶應義塾大学工学部数理工学科卒。同年(株)日立製作所入社。2009年度より東京工科大学コンピュータサイエンス学部教授。現在に至る。

2004年度情報処理学会論文賞。2008年度情報処理学会論文賞。IEEE-IIHMSP2006 Best Paper Award。2013年度情報セキュリティ文化賞などを受賞。著書に『日本を強くする企業コード もう一つのマイナンバー『法人番号』とは』日経BP社。『情報セキュリティの基礎』共立出版など。日本セキュリティ・マネジメント学会理事。デジタル・フォレンジック研究会理事。情報処理学会コンピュータセキュリティ研究会専門委員。日独シンポジウムプログラム委員など。特定個人情報保護委員会委員。IT戦略本部情報セキュリティ政策会議重要インフラ専門委員会委員。IT戦略本部電子行政タスクフォース臨時構成員。情報連携基盤技術ワーキンググループ委員。住民基本台帳システム調査委員会委員。電子署名法および認証業務に関する法律基準など検討ワーキンググループ座長。暗号技術評価委員会(CRYPTREC)委員。暗号技術活用委員会(CRYPTREC)委員など。



Public Sector

「法人番号」の 利用効果促進のための施策

著者 嶋田 充宏

株式会社 日立コンサルティング シニアコンサルタント

はじめに

番号制度は、個人番号および法人番号によって行政機関などが同一の個人や法人であることの確認を可能にすることで、社会保障・税制度の効率性と透明性を高めるものである。その中でも、法人番号は、個人番号のように利用範囲が規定されていないことや、法人番号などの情報が機械判読可能な形式で提供されることから、民間企業を含めた幅広い領域で利活用が期待されている。しかし、民間企業が法人番号を幅広い業務で利用する場合には、いくつかの課題があるのも事実である。法人番号の導入効果を拡大させるためには、行政機関および企業それぞれが、それらの課題解決のために取り組んでいく必要がある。

民間企業における法人番号の効果

法人番号は民間企業の活動においてさまざまな活用が期待されている。例えば、今後、行政機関において進展が期待されるオープンデータでは、法人情報が法人番号と合わせた公開されることにより、情報の収集、統合、分析がより容易になる。また、企業内で管理されている取引先のさまざまな情報を法人番号と紐付けて管理することで、データ管理の効率化、データ分析の精度向上が可能になる。さらに、前述したオープンデータなどの外部の法人情報と企業内の法人情報を法人番号によって結び付けることで、より複合的かつ多角的な分析を少ない負担で実現することもできる。加えて、海外の事例を踏まえると、多様な法人情報の統合から新たなサービスやビジネスの創出も期待される。

利活用推進を阻害する課題と必要な施策

幅広い用途で活用が期待される法人番号であるが、その

活用促進において、以下に示すような課題への対応が求められる。

①個人事業主への番号の付番

企業の取引先には法人や行政機関だけでなく個人事業主も含まれ、業務では一体的に扱っているケースがほとんどである。しかしながら、法人番号の付番対象は、国の機関や地方自治体、そして、登記所の登記簿に記録されている法人などであり、個人事業主に法人番号は付番されない。そのため、個人事業主だけを法人番号とは別のコードで管理することが求められるが、企業にとって負担が大きく、法人番号の利用が敬遠される可能性がある。個人事業主を営む個人には個人番号が付番されるため、その個人番号で管理する方法も考えられるが、現時点で、社会保障と税以外の業務で活用することはできない。このように利便性や制度的な問題を考慮すると、法人も個人事業主も同じコード体系で管理できることが望ましく、個人事業主にも法人番号を付与できる制度整備が期待される。

②事業所などへの番号の付番

法人番号は1法人に対して一つの番号が付番される。一方、企業の業務では、法人単位ではなく搬入先や訪問先などの事業所単位で、物や情報をやり取りすることも数多くある。2013年度の経済産業省による「法人番号などの民間事業者における利活用に関する調査研究」では、支店、営業所、倉庫などを一意に特定できる事業所単位のコードを求める意見が企業から多く挙げられている。このような企業のニーズを実現するには、法人番号に紐付く事業所番号を整備する必要がある。

ただし、特定したい事業所の対象範囲や粒度は、分野や業務によって異なるケースもある。そのため、企業や行政機関にとって使い易く効果的な事業所番号の要件を検討するために、引き続き利用者のニーズを洗い出す必要がある。法人番号は1社に対して一つの画一的な番号が付番されるが、事業所番号に求められる要件が分野や業務によって大きく異なる場合、必ずしも事業所番号が画一的である必要はないと考える。ある程度共通の要件

を持つ分野や業務単位に、事業所番号を整備することが現実解と想定される。その場合、連携できる範囲はその分野内に限られるが、その分野内で事業所情報を連携する効果が期待できる。例えば、行政機関が社会保障分野で、法人番号に紐づく分野別の事業所番号を整備した場合、厚生年金、健康保険、労働保険の事業所情報の連携が容易になり、保険の未適用事業所を効率的に特定することができるようになる。画一的な事業所番号を整備できるのが理想的であるが、このように分野別の事業所番号でも、ある程度効果が期待できる。

③主な既存コードと法人番号の紐付け

企業や行政機関が法人番号を利用するには、現在利用している既存コードや管理している法人情報に、法人番号の紐付けを行う必要がある。一方、信用調査会社が使っている TDB 企業コード^{*1} や TSR 企業コード^{*2} は、すでに多くの企業で使われている。このようなコードと法人番号を信用調査会社が紐付けて展開することで、個々の企業が既存コードに法人番号を紐付ける手間が省けると想定される。法人番号を民間企業に早期に浸透させるためにも、信用調査会社はこれらのコードを含む信用情報に、積極的に法人番号を紐付け、展開することが望まれる。

^{*1} TDB 企業コード：帝国データバンクが発行する企業コード

^{*2} TSR 企業コード：東京商工リサーチが発行する企業コード

④情報以外の情報公開

国税庁から公開されるのは、登記の商業または名称と、本店または主たる事業所の所在地、法人番号の3情報のみのため、その情報だけでは企業や行政機関が利用できる用途は限定的である。そこで、行政機関から今後、公開する法人情報のオープンデータには、原則、法人番号を付加して公開することが望まれる。これによって法人番号で統合的に利用できる法人情報の範囲も大きく広がる。さらに、民間企業が提供する信用情報、マーケティング情報、ニュース、統計情報などにも法人番号を紐付けて提供することで、利用者の用途がより拡大する。

⑤法人ポータル整備

企業などの利便性向上のために、各行政機関が保有する

法人情報を1か所から検索できたり、行政手続きに必要な情報を行政機関の間で連携できたりする仕組みとして、法人ポータルを整備することが有効と考える。法人ポータルの機能としては、行政機関が保有する法人情報の閲覧や自社の情報の更新ができる機能、調達・補助金などの情報を行政機関から効率的に確認できる機能、各種行政手続きの電子化と窓口の一本化、各種行政手続きに必要な登記情報や納税実績情報を行政機関の間で連携する機能などが企業のニーズとして、内閣官房の調査や日本経済団体連合会のアンケート調査で確認されている。法人情報でも、民間企業が参照できる対象と行政機関が参照できる対象には違いがあると想定される。今後、法人ポータルの具体化に向けて、詳細な企業と行政機関のニーズや行政手続きの課題を調査し、行政機関の間で利用するポータルと行政機関と民間企業の間で利用するポータルを分けた方がいいのかどうか、あるいは運営主体の在り方などについて検討を進めていく必要がある。

民間企業における法人番号の効果

法人情報は、自社内の業務システムに留まらず、社外のニュース、ソーシャルメディア、オープンデータなど多岐に渡り、情報量も今後、飛躍的に増加すると想定される。一方、取引先に関わるデータは企業にとって取引状況や取引先のニーズを把握するための大変貴重な資産であり、法人番号によって効率的に活用できるようになる。法人番号でこれらのデータを紐付け、ビックデータ解析することで、経営やビジネス創出などに寄与する知見の導出が可能になる。前述したような課題を解決し、法人番号導入のメリットを最大限に高めることが期待される。


**嶋田 充宏**

株式会社 日立コンサルティング
シニアコンサルタント

2000年米国 Valparaiso 大学国際経営学部卒業後、外資系 IT 企業に入社。営業部やコールセンターなど社内の業務改革事業を担当後、顧客の業務改革と運営を請け負う BTO 事業の立ち上げに従事。2007年に日立コンサルティングに入社後、社会インフラや公共領域を対象とした業務コンサルティング分野に従事。

記載内容(所属部署・役職を含む)は制作当時のものです。

HITACHI
Inspire the Next

 株式会社 日立コンサルティング

〒102-0083 東京都千代田区麹町二丁目4番地1 麹町大通りビル11階
TEL : 03-6779-5500 (代)
URL : <http://www.hitachiconsulting.co.jp/>
問い合わせ : info@hitachiconsulting.co.jp